

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1486 0000/00/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（ケーブル モデム用） 48120075-A1 (株)ジェネラル・インストルメント・ジャパン (事業継承:アリス・グループ・ジャパン (株)) 使用期間：不 明	ACアダプターのDCプラグ付近が 溶融した。	DCプラグの樹脂に不純物の混入等が生じ たことから、難燃剤成分と反応してDCプラ グ内部の絶縁性が低下したため、短絡が生じ て異常発熱し、樹脂が溶融したものと推定さ れる。	輸入事業者は、特定ロットで発生してい ることから、2014（平成26）年4月 18日から対象ロットについて無償で製品 交換を実施している。また、一部のレン タル事業者は、同日から対象ロットについ て無償で製品交換を実施し、対象ロット以 外の製品についても再利用の際にコネク ターの確認を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/11/02)
2016-1487 0000/00/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（ケーブル モデム用） 48120075-A1 (株)ジェネラル・インストルメント・ジャパン (事業継承:アリス・グループ・ジャパン (株)) 使用期間：不 明	ACアダプターのDCプラグ付近が 溶融した。	DCプラグの樹脂に不純物の混入等が生じ たことから、難燃剤成分と反応してDCプラ グ内部の絶縁性が低下したため、短絡が生じ て異常発熱し、樹脂が溶融したものと推定さ れる。	輸入事業者は、特定ロットで発生してい ることから、2014（平成26）年4月 18日から対象ロットについて無償で製品 交換を実施している。また、一部のレン タル事業者は、同日から対象ロットについ て無償で製品交換を実施し、対象ロット以 外の製品についても再利用の際にコネク ターの確認を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/11/02)
2016-1488 0000/00/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（ケーブル モデム用） 48120075-A1 (株)ジェネラル・インストルメント・ジャパン (事業継承:アリス・グループ・ジャパン (株)) 使用期間：不 明	ACアダプターのDCプラグ付近が 溶融した。	DCプラグの樹脂に不純物の混入等が生じ たことから、難燃剤成分と反応してDCプラ グ内部の絶縁性が低下したため、短絡が生じ て異常発熱し、樹脂が溶融したものと推定さ れる。	輸入事業者は、特定ロットで発生してい ることから、2014（平成26）年4月 18日から対象ロットについて無償で製品 交換を実施している。また、一部のレン タル事業者は、同日から対象ロットについ て無償で製品交換を実施し、対象ロット以 外の製品についても再利用の際にコネク ターの確認を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/11/02)
2016-1489 0000/00/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（ケーブル モデム用） 48120075-A1 (株)ジェネラル・インストルメント・ジャパン (事業継承:アリス・グループ・ジャパン (株)) 使用期間：不 明	ACアダプターのDCプラグ付近が 溶融した。	DCプラグの樹脂に不純物の混入等が生じ たことから、難燃剤成分と反応してDCプラ グ内部の絶縁性が低下したため、短絡が生じ て異常発熱し、樹脂が溶融したものと推定さ れる。	輸入事業者は、特定ロットで発生してい ることから、2014（平成26）年4月 18日から対象ロットについて無償で製品 交換を実施している。また、一部のレン タル事業者は、同日から対象ロットについ て無償で製品交換を実施し、対象ロット以 外の製品についても再利用の際にコネク ターの確認を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/11/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者日
2016-1490 0000/00/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（ケーブル モデム用） 48120075-A1 (株)ジェネラル・インストルメント・ジャパン (事業継承:アリス・グルーブ・ジャパン (株)) 使用期間：不 明	ACアダプターのDCプラグ付近が 溶融した。	DCプラグの樹脂に不純物の混入等が生じ たことから、難燃剤成分と反応してDCプラ グ内部の絶縁性が低下したため、短絡が生じ て異常発熱し、樹脂が溶融したものと推定さ れる。	輸入事業者は、特定ロットで発生してい ることから、2014（平成26）年4月 18日から対象ロットについて無償で製品 交換を実施している。また、一部のレン タル事業者は、同日から対象ロットについ て無償で製品交換を実施し、対象ロット以 外の製品についても再利用の際にコネク ターの確認を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/11/02)
2016-1505 2016/08/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（スキャ ナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不 明	スキャナー用ACアダプターのDC プラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤 が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リ ン系に変更されたものが混入したため、湿度 の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食 し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したも のと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるも のの拡大被害に至っていないことから、措 置はとらないが、今後の事故発生状況を注 視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)
2016-1506 2016/08/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（スキャ ナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不 明	スキャナー用ACアダプターのDC プラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤 が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リ ン系に変更されたものが混入したため、湿度 の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食 し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したも のと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるも のの拡大被害に至っていないことから、措 置はとらないが、今後の事故発生状況を注 視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)
2016-1507 2016/08/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（スキャ ナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不 明	スキャナー用ACアダプターのDC プラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤 が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リ ン系に変更されたものが混入したため、湿度 の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食 し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したも のと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるも のの拡大被害に至っていないことから、措 置はとらないが、今後の事故発生状況を注 視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1508 2016/08/00 (事故発生地) 東京都	ACアダプター（スキャナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不明	スキャナー用ACアダプターのDCプラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リン系に変更されたものが混入したため、湿度の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したものと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるものの拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)
2016-1509 2016/08/00 (事故発生地) 東京都	ACアダプター（スキャナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不明	スキャナー用ACアダプターのDCプラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リン系に変更されたものが混入したため、湿度の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したものと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるものの拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)
2016-1510 2016/10/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター（スキャナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不明	スキャナー用ACアダプターのDCプラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リン系に変更されたものが混入したため、湿度の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したものと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるものの拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)
2016-1511 2016/09/00 (事故発生地) 兵庫県	ACアダプター（スキャナー用） A392UC セイコーエプソン（株） 使用期間：不明	スキャナー用ACアダプターのDCプラグ付近が溶融した。	DCプラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤が臭素系から保護皮膜の施されていない赤リン系に変更されたものが混入したため、湿度の影響でリン酸が生じてプラグ電極が腐食し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したものと推定される。	輸入事業者は、同種事故の発生はあるものの拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/11/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1131 2016/07/25 (事故発生地) 大阪府	ACアダプター（携帯電話用） FMV-AC346（ブランド：富士通（株）） ミツミ電機（株） 使用期間：約4か月	ACアダプターをコンセントから抜いたところ、本体ケースが分離した。	内部基板にバリが残っていたため、本体ケースに干渉して溶着が不十分となり、コンセントから抜いた際に本体ケースが分離し、プラグ部がコンセントに残ったものと推定される。	輸入事業者及びブランド事業者は、2016（平成28）年10月17日付けでホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)
2016-0713 2016/04/00 (事故発生地) 京都府	ACアダプター（携帯電話用） DSA-5PFM-05（TONE m15用） フリービット（株） 使用期間：不明	携帯電話機（スマートフォン）を充電中、ACアダプターが熱くなり変色した。	内部基板の実装部品が異常発熱し、外郭樹脂が熱変色したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2016（平成28）年8月26日付けでホームページに社告を掲載するとともに、顧客リストに基づき連絡し、同梱しているスマートフォンに対して充電時の電流が小さくなるファームウェアを配布するとともに、ACアダプターの無償交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/07/08)
2016-1306 2016/09/16 (事故発生地) 千葉県	USB変換ケーブル（タブレット端末用） 使用期間：不明	通電中のタブレット端末用USB変換ケーブルの一部が焦げ、周辺を焼損した。	タブレット端末側のケーブルプロテクター付近に過度な応力が繰り返し加わったため、芯線が半断線状態となり、異常発熱して短絡・焼損したものと推定される。 なお、タブレット端末の取扱説明書には、「繰り返しの屈曲や、折り曲げをしない。ケーブルが破損し火災の原因となる。」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消防機関 (受付:2016/10/11)
2016-1366 2016/07/31 (事故発生地) 大阪府	USB変換ケーブル（携帯電話用） 使用期間：約1か月	充電中の携帯電話機（スマートフォン）から異臭がし、USB変換ケーブルとの接続部付近が焦げて、指に火傷を負った。	事故品と携帯電話機を接続するマイクロUSBコネクタ内部に導電性異物が付着したため、短絡が生じて異常発熱し、外郭樹脂が溶融したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「外部接続端子に水やペットの尿などの液体を付着させない。火災の原因となる。」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2016/10/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1454 2016/09/30 (事故発生地) 東京都	USB変換ケーブル(携帯 電話用) 使用期間：約5か月	携帯電話機(スマートフォン)を充電中、USB変換ケーブルのコードの一部が溶融し、指に火傷を負った。 (軽傷)	マイクロUSBコネクタ一部に過度な応力が加わったため、コネクタピンとコネクタシェル(金属)が変形して接触状態となり、スパークが生じてコネクタ樹脂が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ケーブルに無理な力を加えず、抜き差しの際はコネクタ部分を持って行う。火災、やけど等の原因となる。」旨、記載されている。 (E2)	ブランド事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック(身・守りハンドブック)やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2016/10/28)
2016-1443 2016/10/04 (事故発生地) 奈良県	イヤホン(コードレス式、 マイク付、リチウムポリ マーバッテリー内蔵) 使用期間：約2年	イヤホンをパソコンにつないで充電していたところ、イヤホンが変形して机が変色した。 (拡大被害)	事故品と充電ケーブルを接続するマイクロUSBコネクタ内部に導電性異物が付着したため、短絡が生じて異常発熱し、外郭樹脂が溶融したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「水等で濡らさない。火災、発熱の原因になる。」旨、記載されている。 (E2)	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック(身・守りハンドブック)やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2016/10/26)
2016-1040 2016/08/12 (事故発生地) 東京都	エアコン室外機 使用期間：約5年	冷房運転中のエアコン室外機から発煙した。 (製品破損)	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/08/29)
2016-1045 2016/08/07 (事故発生地) 香川県	エアコン室外機 使用期間：約7年	エアコン室外機付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/08/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1292 2016/09/15 (事故発生地) 愛知県	エアコン室外機 使用期間：不 明	エアコン室外機付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/10/06)
2016-1660 2016/09/27 (事故発生地) 静岡県	エアコン室外機 使用期間：約7年	エアコン室外機付近から出火し、室外機と室内機の一部を焼損した。 (拡大被害)	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/11/24)
2016-1144 2016/09/02 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ (プラズマ) TH-P46G1 パナソニック (株) 使用期間：約7年	テレビの電源を入れたところ、異音が生じ、背面から発煙した。 (製品破損)	電源回路のセラミックコンデンサーのみに不具合があったため、内部短絡が生じて異常発熱し、破損・発煙したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、保護回路により通電が停止し、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	消防機関 (受付:2016/09/09)
2016-1168 2016/08/08 (事故発生地) 滋賀県	コーヒーマーカー HPM9633 ネスレ日本 (株) 使用期間：不 明	使用中のコーヒーマーカーから発煙し、本体の一部が溶融した。 (製品破損)	ヒーターのファストン端子を接続する工程で作業不良があったため、接触不良が生じて異常発熱し、付近の外郭樹脂が焼損したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、拡大被害に至っていないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、今後はファストン端子と外郭樹脂の距離を広げた構造に変更するとともに、端子を接続する工程の変更及び品質管理の強化をし、在庫品及び今後の生産品には外郭樹脂に熱遮蔽マイカシートを貼付することとした。	輸入事業者 (受付:2016/09/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1261 2016/09/21 (事故発生地) 愛知県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年10か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1262 2016/09/30 (事故発生地) 岩手県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年1か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1263 2016/09/20 (事故発生地) 長野県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年10か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1264 2016/09/19 (事故発生地) 新潟県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年5か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1265 2016/09/26 (事故発生地) 京都府	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年10か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1266 2016/09/26 (事故発生地) 兵庫県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年10か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1267 2016/09/26 (事故発生地) 山形県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年9か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1268 2016/09/26 (事故発生地) 東京都	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年5か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1269 2016/09/27 (事故発生地) 山形県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年1か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1270 2016/09/26 (事故発生地) 東京都	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年1か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1271 2016/09/30 (事故発生地) 東京都	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年1か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)
2016-1272 2016/09/30 (事故発生地) 福井県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1320 2016/10/04 (事故発生地) 三重県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年4か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/13)
2016-1321 2016/10/05 (事故発生地) 東京都	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年2か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/13)
2016-1322 2016/10/06 (事故発生地) 埼玉県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年4か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/13)
2016-1323 2016/09/30 (事故発生地) 東京都	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年1か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1406 2016/10/07 (事故発生地) 北海道	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年4か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/19)
2016-1407 2016/10/09 (事故発生地) 茨城県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年10か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/19)
2016-1408 2016/10/07 (事故発生地) 新潟県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年11か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/19)
2016-1409 2016/10/05 (事故発生地) 東京都	パソコン PT110E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年9か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1446 2016/10/19 (事故発生地) 大阪府	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年5か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/26)
2016-1447 2016/10/17 (事故発生地) 宮城県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/26)
2016-1448 2016/10/20 (事故発生地) 広島県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年5か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/26)
2016-1471 2016/10/20 (事故発生地) 京都府	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1514 2016/10/28 (事故発生地) 北海道	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約2年11か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/11/08)
2016-1579 2016/11/05 (事故発生地) 山形県	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年4か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/11/16)
2016-1613 2016/11/14 (事故発生地) 長崎県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年2か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1689 2016/11/25 (事故発生地) 岐阜県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/11/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1690 2016/11/23 (事故発生地) 大阪府	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/11/29)
2016-1734 2016/11/18 (事故発生地) 愛知県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年3か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/12/06)
2016-1807 2016/12/08 (事故発生地) 埼玉県	パソコン PU100S エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年1か月	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/12/19)
2016-1808 2016/12/03 (事故発生地) 大阪府	パソコン PT100E エプソンダイレクト(株) 使用期間：約3年	パソコンの内部が焼損した。 (製品破損)	内部電源配線のコネクタ端子樹脂に、本来の仕様とは異なる保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者は、2015(平成27)年6月29日付けでホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者に連絡し、無償で修理を実施している。	製造事業者 (受付:2016/12/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1283 2016/09/12 (事故発生地) 兵庫県	パソコン用電源ユニット 使用期間：約2年4か月	パソコンを使用中、電源ユニット付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2016/10/05)
2016-0711 2016/06/23 (事故発生地) 神奈川県	プロジェクター EB-X10 セイコーエプソン(株) 使用期間：約5年	プロジェクターを使用中、排気口付近から火が出た。 (製品破損)	電源回路のフィルムコンデンサーに不具合品が混入したため、内部短絡が生じて異常発熱し、発火・焼損したものと推定される。 (A3)	輸入事業者は、拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/07/08)
2016-1417 2013/07/03 (事故発生地) 東京都	プロジェクター EB-X10 セイコーエプソン(株) 使用期間：約2年3か月	ネット通販で購入したプロジェクターを使用中、発煙した。 (製品破損)	電源回路のフィルムコンデンサーに不具合品が混入したため、内部短絡が生じて異常発熱し、発煙・焼損したものと推定される。 (A3)	輸入事業者は、拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/10/21)
2016-1492 2016/10/18 (事故発生地) 北海道	ヘアアイロン 使用期間：約3年	ヘアアイロン付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しく、電源スイッチ等の確認できない部品もあることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/11/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0948 2016/07/06 (事故発生地) 富山県	ヘアドライヤー 使用期間：約7年3か月	使用中のヘアドライヤーから異音が生じ、ファンが破損した。	事故品の送風ファン（ポリプロピレン製）は、羽根4枚がすべて根元部分で破損しており、羽根先端が風洞壁面に接触した痕跡が認められた一方、本体吹出口の先端に微小なひび割れがあった。受熱や回転時の遠心力、又は使用に伴う外力の影響で羽根先端が風洞壁面に接触し、破損した可能性が考えられるが、詳細な使用状況等は不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、使用者の誤った使用方法による事故とみているため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2016/08/10)
2016-1513 2016/10/27 (事故発生地) 大阪府	映像録画装置（防犯カメラ用） DHV-600（販売：（株）千代田常磐商行（倒産）） 不明 使用期間：約4年	防犯カメラの映像録画装置から発煙した。	内部電源配線のコネクター端子樹脂に、保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食し、絶縁性が低下したことから、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。	輸入事業者が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/11/08)
2016-0784 2016/06/12 (事故発生地) 愛知県	温水洗浄便座 AX50S-E（ブランド：積水化学工業（株）） 日立化成工業（株）（現（株）ハウステック） 使用期間：約15年9か月	温水洗浄便座から発煙した。	長期使用（約15年9か月）により、便座コードに屈曲ストレス等が加わって半断線が生じ、発熱・発煙したものと推定される。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2016/07/19)
2016-1464 2016/10/12 (事故発生地) 北海道	加湿器（超音波式、USB電源式） KUBH01 Peboka イツワ商事（株） 使用期間：不明	加湿器の外郭の一部が変形していた。	振動板に接続している内部配線が、トランジスター（MOSFET）と基板ケースとの間に挟まれた状態で組み付けられたため、内部配線の被覆に傷が付いてショートし、トランジスターが異常発熱して外郭樹脂が変形したものと推定される。	輸入事業者は、2016（平成28）年10月24日付けでホームページに社告を掲載し、製品の回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/10/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1527 2016/10/27 (事故発生地) 北海道	空気清浄機（加湿機能付） 使用期間：約10か月	空気清浄機を使用中、電源コードが断線し、床が焦げた。	電源コード断線部近傍にはペットが噛んだと思われる傷が認められることから、コードの被覆が損傷して芯線が短絡・スパークし、床を焦がしたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ペットが電源コードをかじらないよう注意する。」旨、記載されている。	輸入事業者は、偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/11/09)
2015-0682 2015/05/27 (事故発生地) 千葉県	携帯型音楽プレーヤー iPod nano MA107J/A (有)アップルジャパンホールディングス(現 Apple Japan(同)) 使用期間：不明	携帯型音楽プレーヤーを充電中、異音が生じ発火した。	バッテリー（リチウムイオン）内部で短絡が生じ、異常発熱して焼損したものと推定されるが、内部短絡が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2011（平成23）年11月12日、当該製品の使用の中止及び製品交換を行う旨をホームページで公表するとともに、同年11月14日及び2013（平成25）年3月15日、登録ユーザーに同内容を周知する電子メールを送付している。さらに、2013（平成25）年10月23日以降、同社のソフトウェア（iTunes）を使用し、対象機種をパソコンに接続した使用者に対して無償で製品交換を行っている旨周知している。	輸入事業者 (受付:2015/07/03)
2016-1189 2016/09/06 (事故発生地) 群馬県	携帯電話機 使用期間：約3か月	紙袋に入れていた携帯電話機（スマートフォン）から発煙し、周辺を焼損した。	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	警察機関 (受付:2016/09/21)
2016-0085 2015/00/00 (事故発生地) 埼玉県	携帯電話機 使用期間：不明	ネットオークションで購入した携帯電話機（スマートフォン）をズボンのポケットに入れていたところ、太ももに低温火傷を負った。さらに、半年程使用し続けたところ、バッテリーが膨張した。	バッテリー（リチウムイオン）の電解質がガス化し、膨らんだものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、低温火傷に至った経緯も含めて原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、経年劣化によりセル内部でガスが発生して膨張したものであるが、低温火傷の原因は不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2016/04/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-0086 2016/02/11 (事故発生地) 東京都	携帯電話機 使用期間：約1年9か月	携帯電話機（スマートフォン）を上着のポケットに入れていたところ、発煙し、上着などが焦げ、太ももに火傷を負った。	バッテリー（リチウムイオン）内部で短絡が生じ、異常発熱して焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2016/04/14)
2016-1531 2016/10/26 (事故発生地) 滋賀県	蛍光灯（電球形、スパイラル形） EFS13EL 13W E26 ミヤショウプロダクツ（株） （現 コモライフ（株）に吸収合併） 使用期間：約2年	使用中の蛍光灯が焦げた。	蛍光灯の付け根が異常発熱し、ソケット部（ポリプロピレンテレフタレート製）が発煙、熱損傷したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であり、フィラメントが溶断して通電が停止し、拡大被害に至っていないことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は2006（平成18）年5月に販売を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/11/09)
2016-0700 2016/06/05 (事故発生地) 千葉県	充電器（リチウムイオンバッテリー、USB接続用） T-LPBT22-PK（ブランド：ピクチャーアドバンスメディア（株）（解散）） オズマ（株） 使用期間：不明	充電器から発煙し、指に火傷を負った。	内蔵バッテリーが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、内部短絡した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に輸入・販売を終了している。	販売事業者 (受付:2016/07/06)
2016-1309 2016/00/00 (事故発生地) 岐阜県	充電器（リチウムイオンバッテリー、USB接続用） Rady SJ0002（販売：（株）SMbrand） シグニティ・ジャパン（株） 使用期間：不明	携帯電話機（スマートフォン）を充電中、充電器から発煙した。	制御基板上で短絡が生じて実装部品が異常発熱し、発煙したものと推定されるが、短絡が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2016（平成28）年9月13日付けで販売事業者のホームページに社告を掲載するとともに、購入者へメールで連絡し、無償で代替品への交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/10/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者日
2016-1385 2016/08/06 (事故発生地) 不明	充電器(リチウムイオン バッテリー、USB接続 用) Rady SJ0002(販売:(株) SMbrand) シグニティ・ジャパン(株) 使用期間:不明	携帯電話機(スマートフォン)を充 電中、充電器から発煙した。	制御基板上で短絡が生じて実装部品が異常 発熱し、発煙したものと推定されるが、短絡 が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2016(平成28)年 9月13日付けで販売事業者のホームペー ジに社告を掲載するとともに、購入者へ メールで連絡し、無償で代替品への交換を 実施している。	輸入事業者 (受付:2016/10/18)
2016-1386 2016/06/00 (事故発生地) 不明	充電器(リチウムイオン バッテリー、USB接続 用) Rady SJ0002(販売:(株) SMbrand) シグニティ・ジャパン(株) 使用期間:不明	携帯電話機(スマートフォン)を充 電中、充電器から異臭がし、発煙し た。	制御基板上で短絡が生じて実装部品が異常 発熱し、発煙したものと推定されるが、短絡 が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2016(平成28)年 9月13日付けで販売事業者のホームペー ジに社告を掲載するとともに、購入者へ メールで連絡し、無償で代替品への交換を 実施している。	輸入事業者 (受付:2016/10/18)
2016-1387 2016/06/00 (事故発生地) 不明	充電器(リチウムイオン バッテリー、USB接続 用) Rady SJ0002(販売:(株) SMbrand) シグニティ・ジャパン(株) 使用期間:不明	携帯電話機(スマートフォン)を充 電中、充電器から異臭がし、発煙し た。	制御基板上で短絡が生じて実装部品が異常 発熱し、発煙したものと推定されるが、短絡 が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2016(平成28)年 9月13日付けで販売事業者のホームペー ジに社告を掲載するとともに、購入者へ メールで連絡し、無償で代替品への交換を 実施している。	輸入事業者 (受付:2016/10/18)
2016-1388 2016/06/00 (事故発生地) 不明	充電器(リチウムイオン バッテリー、USB接続 用) Rady SJ0002(販売:(株) SMbrand) シグニティ・ジャパン(株) 使用期間:不明	携帯電話機(スマートフォン)を充 電中、充電器が発熱し、変形した。	制御基板上で短絡が生じて実装部品が異常 発熱し、変形したものと推定されるが、短絡 が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2016(平成28)年 9月13日付けで販売事業者のホームペー ジに社告を掲載するとともに、購入者へ メールで連絡し、無償で代替品への交換を 実施している。	輸入事業者 (受付:2016/10/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者日
2015-1827 2015/06/12 (事故発生地) 東京都	充電器（リチウムポリマー バッテリー、USB接続 用） MG001（販売：（株）アンビエ ンテック） （株）エーオーアイ・ジャパン 使用期間：不 明	バッテリーが破裂し、火が出た。	内蔵バッテリーのセルが異常発熱したた め、出火したものと推定されるが、焼損が著 しく、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2015（平成27）年 11月20日付けで販売事業者のホーム ページに社告を掲載し、製品の回収を行っ ている。	輸入事業者 (受付:2015/11/18)
2015-1828 2015/10/04 (事故発生地) 大阪府	充電器（リチウムポリマー バッテリー、USB接続 用） MG001（販売：（株）アンビエ ンテック） （株）エーオーアイ・ジャパン 使用期間：不 明	充電中のバッテリーから火が出た。	内蔵バッテリーのセルが異常発熱したた め、出火したものと推定されるが、焼損が著 しく、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、2015（平成27）年 11月20日付けで販売事業者のホーム ページに社告を掲載し、製品の回収を行っ ている。	輸入事業者 (受付:2015/11/18)
2016-1314 2016/09/07 (事故発生地) 千葉県	照明器具（クリップ式） 使用期間：不 明	使用中の照明器具付近から発煙し て、周辺を焼損し、軽傷を負った。	押入れ内で使用していたことから、衣類等 を収納した際に白熱電球に接触して過熱され たため、発煙・発火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には「布団や カーテン等の燃えやすいものの近くで使用し ない。火災の原因となる。」旨、記載されて いる。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられ る事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のための ハンドブック（身・守りハンドブック）や ホームページで同様の事故事例を紹介し、 注意喚起を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/10/12)
2016-1132 2014/11/06 (事故発生地) 大阪府	照明器具（シーリングライ ト） KHC-864R コーナン商事（株） 使用期間：不 明	使用中のシーリングライトから異音 がし、天井が変色した。	インバーター基板上の電解コンデンサーに 不具合品が混入したため、容量低下によりト ランジスター等の電気部品に過電圧が印加 し、基板部品を焼損したものと推定される。	輸入事業者は、2014（平成26）年 5月19日付けで電気用品安全法の遵守事 項の不備があったため、製品の自主回収を 行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1133 2013/08/11 (事故発生地) 神奈川県	照明器具（シーリングライト） KHC-864R コーナン商事（株） 使用期間：不明	使用中のシーリングライトから異音と異臭がした。	インバーター基板上の電解コンデンサーに不具合品が混入したため、容量低下によりトランジスター等の電気部品に過電圧が印加し、基板部品を焼損したものと推定される。	輸入事業者は、2014（平成26）年5月19日付けで電気用品安全法の遵守事項の不備があったため、製品の自主回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)
2016-1134 2013/11/06 (事故発生地) 奈良県	照明器具（シーリングライト） KHC-864R コーナン商事（株） 使用期間：不明	使用中のシーリングライトから異音と異臭がした。	インバーター基板上の電解コンデンサーに不具合品が混入したため、容量低下によりトランジスター等の電気部品に過電圧が印加し、基板部品を焼損したものと推定される。	輸入事業者は、2014（平成26）年5月19日付けで電気用品安全法の遵守事項の不備があったため、製品の自主回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)
2016-1135 2013/11/25 (事故発生地) 大阪府	照明器具（シーリングライト） CK-7202R コーナン商事（株） 使用期間：不明	使用中のシーリングライトから発煙した。	インバーター基板上の電解コンデンサーに不具合品が混入したため、容量低下によりトランジスター等の電気部品に過電圧が印加し、基板部品を焼損したものと推定される。	輸入事業者は、インバーター基板は金属で覆われており、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)
2016-1136 2015/05/23 (事故発生地) 大阪府	照明器具（シーリングライト） CK-7202R コーナン商事（株） 使用期間：不明	使用中のシーリングライトから火が出た。	インバーター基板上の電解コンデンサーに不具合品が混入したため、容量低下によりトランジスター等の電気部品に過電圧が印加し、基板部品を焼損したものと推定される。	輸入事業者は、インバーター基板は金属で覆われており、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1137 2015/07/16 (事故発生地) 兵庫県	照明器具（シーリングライト） CK-7202R コーナン商事（株） 使用期間：不明	使用中のシーリングライトから発煙した。	インバーター基板上の電解コンデンサーに不具合品が混入したため、容量低下によりトランジスター等の電気部品に過電圧が印加し、基板部品を焼損したものと推定される。	輸入事業者は、インバーター基板は金属で覆われており、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/09/08)
2016-0887 2016/07/25 (事故発生地) 東京都	照明器具（シーリングライト） OL111312 オーデリック（株） 使用期間：約15年	使用中のシーリングライトから異臭がし、発煙した。	長期使用（約15年）により、インバーター基板上の平滑用電解コンデンサーが絶縁劣化したため、内部短絡による内圧上昇で安全弁が作動し、噴出した電解液の蒸気が発煙のように見えたものと推定される。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、外殻は金属製であり、拡大被害に至る可能性は低いことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	消費者センター (受付:2016/08/03)
2016-1014 2016/08/03 (事故発生地) 群馬県	照明器具（センサーライト） SLH-75T（ブランド：（株）カインズ） 新潟精機（株） 使用期間：約1年10か月	センサーライト付近から火が出て、壁が焦げた。	事故品の電源基板から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。	輸入事業者及びブランド事業者は、2016（平成28）年9月28日付けでホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/08/22)
2016-1172 2016/09/10 (事故発生地) 兵庫県	照明器具（センサーライト、リチウムイオン、LED、ソーラー充電式） 不明 不明 使用期間：約2年	ネット通販で購入した照明器具のソーラーパネル部分から異音がし、出火した。	内蔵バッテリーが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、内部短絡した原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/09/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1247 2016/09/21 (事故発生地) 岐阜県	照明器具（ハロゲンランプ） IHP60027R（ブランド：東芝ライテック（株）） 東金工業（株） 使用期間：不明	照明器具の内部が焼損し、器具本体が落下した。	本体内部の温度上昇に対して、電源コードの被覆の耐熱温度が不足していたため、電源コードの本体接続部付近の被覆が熱劣化し、ショートして断線し、本体が落下したものと推定される。	製造事業者は、2009（平成21）年11月5日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で対象製品の交換を行っている。	製造事業者 (受付:2016/09/29)
2016-1307 2016/09/29 (事故発生地) 兵庫県	照明器具（ハロゲンランプ） IHP96000R（ブランド：東芝ライテック（株）） 東金工業（株） 使用期間：不明	照明器具の内部が焼損し、器具本体が落下した。	本体内部の温度上昇に対して、電源コードの被覆の耐熱温度が不足していたため、電源コードの本体接続部付近の被覆が熱劣化し、ショートして断線し、本体が落下したものと推定される。	製造事業者は、2009（平成21）年11月5日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で対象製品の交換を行っている。	製造事業者 (受付:2016/10/12)
2016-1074 2016/07/09 (事故発生地) 大阪府	照明器具（投光器、リチウムイオン、LED、充電式） 使用期間：不明	ネット通販で購入した投光器から出火し、周辺を焼損した。	内蔵バッテリーから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/09/01)
2016-1535 2016/10/26 (事故発生地) 三重県	照明器具（仏壇用、灯籠） 使用期間：不明	使用中の仏壇用照明器具付近から出火し、住宅を全焼した。	事故品の電球ソケット部分で接触不良が生じ、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/11/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0919 2016/07/29 (事故発生地) 福岡県	扇風機 不明 不明 使用期間：不 明	扇風機付近から出火し、周辺を焼損した。	長期使用（20年以上）により、モーター運転用コンデンサーの絶縁性が劣化して短絡が生じ、異常発熱して出火したものと推定される。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本冷凍空調工業会では、経済産業省と協力して、長期間使用している家電製品に関する注意喚起のためのチラシを各自治体を通じて全国の各世帯に配布している。	消防機関 (受付:2016/08/08)
2015-2285 2015/11/28 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 SCU-75M3PK タカラスタンダード（株） 使用期間：約12年11か月	洗面化粧台のキャビネットが落下した。	事故品は、キャビネット（ポリスチレン製）の背面にある、壁固定用ネジ穴（4箇所）のボス部が破損していた。当該製品は、キャビネットの耐薬品性が低く、壁に直接固定する構造であったため、壁紙に含まれていた可塑剤（フタル酸エステル）が当該製品のボス部に移行して強度低下を引き起こし、破損に至ったものと推定される。	製造事業者は、2016（平成28）年2月9日付けで、2002年2月から2005年10月までに製造した同一構造の型式製品について、ホームページに社告を掲載するとともに、判明している購入先に連絡し、点検・無償修理を実施している。	消費者センター (受付:2016/01/19)
2016-1032 2016/06/18 (事故発生地) 大阪府	太陽光発電器（パワーコンディショナー） PJ1A-A421 IDEC（株） 使用期間：約2か月	太陽光発電器のパワーコンディショナーから異音が生じ、コンデンサーが破損した。	昇圧回路の抵抗が故障してオープン状態となったため、電解コンデンサーに過電圧が印加して異常発熱し、安全弁が作動して電解液が噴出し、本体内の絶縁シートが焼損したものと推定されるが、抵抗が故障した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、外郭は金属製であり、拡大被害に至る可能性は低いことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/08/25)
2016-1033 2016/06/25 (事故発生地) 山口県	太陽光発電器（パワーコンディショナー） PJ1A-A421 IDEC（株） 使用期間：約1年7か月	太陽光発電器のパワーコンディショナーから異音が生じ、コンデンサーが破損した。	昇圧回路の抵抗が故障してオープン状態となったため、電解コンデンサーに過電圧が印加して異常発熱し、安全弁が作動して電解液が噴出し、本体内の絶縁シートが溶融したものと推定されるが、抵抗が故障した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、外郭は金属製であり、拡大被害に至る可能性は低いことから、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2016/08/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-2152 2015/00/00 (事故発生地) 兵庫県	太陽光発電器（太陽電池モジュール） 使用期間：約9年9か月	太陽電池モジュールが破損し、屋根の一部が焦げた。	端子ボックスから出火したものと考えられるが、端子ボックス及び出力ケーブルが確認できず、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	製造事業者 (受付:2015/12/28)
2016-1249 2016/09/16 (事故発生地) 東京都	直流電源装置 ES1910用充電器RC01(ブランド:セイコエスヤト(株)(現在:セイコスポーツライフ(株))) (株)泉精器製作所 使用期間：不明	シェーバーを充電中、充電器の一部が溶融した。	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火したものと推定される。	ブランド事業者は、2000(平成12)年6月から2003(平成15)年10月までに新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、製造品は充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数行うようにした。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請し、ホームページに掲載した。NITEは、「特記ニュース」で消費者に注意喚起している。	輸入事業者 (受付:2016/09/30)
2016-1185 2016/07/10 (事故発生地) 大阪府	電気オーブントースター 使用期間：約13年3か月	電気オーブントースターを使用中、庫内から出火した。	アルミ箔の包み方が不十分な状態でウインナーを加熱し、その場を離れていたため、ヒーターに滴下した油脂が発火し、くず受けに溜まっていた食品くずに着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「油が出る物は必ず付属の焼皿またはアルミホイルなどを用いて調理する。調理中はその場を離れない。火災の原因となる。」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/09/20)
2016-1368 2016/10/12 (事故発生地) 岡山県	電気カーペット 使用期間：約24年	電気カーペットの電源コードから異臭がし、発煙した。	電源プラグ側の電源コードプロテクター付近に過度な応力が繰り返し加わったため、芯線が半断線状態となり、異常発熱して電源コードの被覆が溶融・発煙したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「コードをねじったり、引っ張ったりしない。故障や事故の原因になる。」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック(身・守りハンドブック)やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2016/10/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2016-0794 2016/06/10 (事故発生地) 神奈川県	電気こんろ 使用期間：不 明	電気こんろ付近から出火し、周辺を焼損した。	電源スイッチが入った際に、受け皿に溜まっていた食品カスや周辺の可燃物が焼損したものと考えられるが、スイッチはパネルより奥に入っている押し回し式で、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/07/20)
2016-0985 2016/07/28 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ（ラジエント ヒーター式） MDS-113RE (株) 萬品電機製作所（倒産） 使用期間：約12年2か月	電気こんろ付近から出火し、周辺を焼損した。	当該機の耐ノイズ性が十分でなかったため、制御基板のコントロールICが誤作動し、電源スイッチが入ったものと推定される。	製造事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/08/17)
2016-0771 2016/07/08 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ（ラジエント ヒーター式） IBI-230RE-2S (株) 萬品電機製作所（倒産） 使用期間：約9年	電気こんろの上に置いていたプラスチック製かごなどを焼損した。	ノイズによる誤作動で電源スイッチが入り、トッププレートに置かれた可燃物が過熱され、焼損した可能性が考えられるが、耐ノイズ性試験で誤作動は発生せず、原因の特定はできなかった。 なお、当該品は耐ノイズ性が十分でないことから、社告により基板交換対応されていた製品で、事故品は対応済品であった。	製造事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/07/15)
2016-1449 2016/10/08 (事故発生地) 京都府	電気こんろ（ラジエント ヒーター式） MDS-113RE (株) 萬品電機製作所（倒産） 使用期間：約8年	電気こんろ付近から出火し、周辺を焼損した。	ノイズによる誤作動で電源スイッチが入り、トッププレートに置かれた可燃物が過熱され、焼損した可能性が考えられるが、耐ノイズ性試験では表示ランプの点灯は生じたものの、ヒーターの誤作動は発生せず、原因の特定はできなかった。 なお、当該品は耐ノイズ性が十分でないことから、社告により基板交換対応されていた製品で、事故品は対応済品であった。	製造事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/10/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1411 2016/10/11 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ ST-M85 (A) 松木技研 (株) (倒産) 使用期間：約10年	電気ストーブ付近から出火し、扇風機の一部が焼損した。	ヒーター管へ接続するファストン端子と内部配線の接続にカシメ不良があったため、接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。	輸入事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/10/20)
2016-1466 2016/10/20 (事故発生地) 福岡県	電気ファンヒーター (セラミックファンヒーター) 使用期間：約14年	電気ファンヒーターを使用中、電気ファンヒーター及び周辺を焼損する火災が発生した。	本体側の電源コードプロテクター付近に過度な応力が繰り返し加わったため、芯線が半断線状態となり、短絡・スパークが生じて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり引っ張ったりしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック (身・守りハンドブック) やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消防機関 (受付:2016/10/31)
2016-1380 2016/08/10 (事故発生地) 千葉県	電気フライヤー VFY-10 (株) mhエンタープライズ 使用期間：約1か月	電気フライヤーを使用中、底から油が漏れ、手首に火傷を負った。	事故品の油容器 (鋼製) とヒーター用台座 (アルミニウム合金製) はろう付けにより接合されており、それぞれの金属材料の線膨張率が異なったため、繰り返し使用により熱疲労で油容器に亀裂が発生・進展し、油漏れが生じ事故に至ったものと推定される。	販売事業者及び輸入事業者は、2016 (平成28) 年10月20日付けでホームページに社告を掲載し、当該製品の販売を中止するとともに、製品回収 (回収金額の支払) を実施している。	販売事業者 (受付:2016/10/17)
2016-1561 2016/10/27 (事故発生地) 兵庫県	電気ポット 使用期間：約10年	電気ポット付近から出火し、周辺を焼損した。	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2016/11/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1754 2016/11/08 (事故発生地) 広島県	電気洗濯機（全自動） 使用期間：不 明	使用中の電気洗濯機から異音が生じ、電気洗濯機が転倒した。 (製品破損)	防水性の洗濯物（シャワーカーテン）を洗濯したため、脱水時に回転が不安定となって異常振動し、転倒したものと推定される。 なお、本体表示及び取扱説明書には、「防水性のシートや衣類は、洗い、すすぎ、脱水をしない。異常振動により本体が転倒するおそれがある。」旨、記載されている。 (E1)	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、N I T Eでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2016/12/09)
2016-0812 2016/06/00 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機（二槽式） 使用期間：約20回	電気洗濯機の電源プラグ刃が折れた状態でコンセントに刺さっていたことに気付かず、触れた際に感電した。 (製品破損)	電源プラグ刃の破面に延性破壊の痕跡が認められたことから、過度な応力により一気に破断し、コンセントに残ったものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2016/07/21)
2016-1123 2016/08/22 (事故発生地) 千葉県	電磁調理器（ビルトイン型、ラジエントヒーター、ロースター付） 使用期間：約11年5か月	電磁調理器で揚げ物を調理中、なべから出火した。 (被害なし)	調理中に油が過熱されて発火したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/09/07)
2016-1294 2016/08/27 (事故発生地) 福島県	配線器具（延長コード） 4947879369233（1.5m 白） (株)セリア 使用期間：不 明	延長コードを使用中、コードコネクタボディ付近から火花が出て、手の甲に火傷を負った。 (軽傷)	プロテクター部の樹脂材料（塩化ビニル）の柔軟性が低いこと、及びプロテクター部の形状、肉厚の影響等により、コードとの境界部に集中的に曲げ応力が加わり、断線・スパークが生じたものと推定される。 (A1)	輸入事業者は、2015（平成27）年9月24日付けで新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知を行い、製品の回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/10/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1295 2016/08/30 (事故発生地) 山形県	配線器具(延長コード) 4947879701460 (1m 3口) (株)セリア 使用期間：不 明	延長コードを使用後、マルチタップ付近から火花が出て、周辺を焼損した。	プロテクター部の樹脂材料(塩化ビニル)の柔軟性が低いこと、及びプロテクター部の形状、肉厚の影響等により、コードとの境界部に集中的に曲げ応力が加わり、断線・スパークが生じたものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年9月24日付けで新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知を行い、製品の回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/10/07)
2016-1532 2016/09/10 (事故発生地) 福岡県	配線器具(延長コード) 4947879701460 (1m 3口) (株)セリア 使用期間：不 明	延長コードを使用中、差込みプラグの根元から火花が出て、壁紙が焦げた。	プロテクター部の樹脂材料(塩化ビニル)の柔軟性が低いこと、及びプロテクター部の形状、肉厚の影響等により、コードとの境界部に集中的に曲げ応力が加わり、断線・スパークが生じたものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年9月24日付けで新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知を行い、製品の回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/11/09)
2016-0318 2016/03/00 (事故発生地) 香川県	配線器具(延長コード) 使用期間：約3か月	電気ファンヒーターを延長コードで使用、電気ファンヒーターの電源プラグ部と、延長コードの差込み部が焦げた。	延長コードの刃受けと電気ファンヒーターの電源プラグ刃との間で接触不良が生じ、異常発熱して焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、接触不良が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、被害者の不注意による事故とみているため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2016/05/26)
2016-1044 2016/07/31 (事故発生地) 愛知県	配線器具(延長コード) KMT08-2737 コーナン商事(株) 使用期間：約3年	マルチタップにテレビを接続して使用中、プラグ差込口とテレビの電源プラグが焦げた。	延長コードの刃受けとテレビの電源プラグ刃との間で接触不良が生じ、異常発熱して焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、接触不良が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、製品に起因しない事故とみているが、2014(平成26)年5月19日付けで電気用品安全法の遵守事項の不備があったため、製品の自主回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/08/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1288 2016/09/28 (事故発生地) 富山県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	使用中の延長コードから異臭がし、差込みプラグと壁コンセントが焦げた。	可動式差込みプラグのカシメ部分で接触不良が生じ、プラグ刃が異常発熱して周囲の樹脂が焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、接触不良が生じた原因の特定はできなかった。	製造事業者は、被害者の不注意による事故とみていることから、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2016/10/06)
2013-2294 2013/09/29 (事故発生地) 神奈川県	配線器具(延長コード) 使用期間：約3年	マルチタップ付近から出火した。	事故品が入手できないことから、調査できなかった。	製造業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2013/12/02)
2016-0963 2016/06/03 (事故発生地) 佐賀県	配線器具(調光器付スイッチ) ZPC643(ブランド：積水化学工業(株)) 神保電器(株) 使用期間：約15年4か月	照明器具の調光器付スイッチから発煙した。	電源基板上のハイブリッドIC(非絶縁型DC/DCコンバータ)の入力側にヒューズが取り付けられていないことから、ハイブリッドIC内のチップ部品が故障した際に、他のチップ部品に過電流が流れ続け、ICが異常発熱して焼損、発煙したものと推定される。	製造事業者は、2002(平成14)年8月より、ブランド事業者を通じて無償交換を実施している。 なお、2001(平成13)年11月下旬以降の生産分から、IC内部のダイオード耐電圧を300Vから600Vに向上させるとともに、ICの入力側にヒューズを追加した。	販売事業者 (受付:2016/08/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-2774 2016/01/31 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約3年7か月	ガスこんろを清掃中、指に擦過傷を負った。 (軽傷)	事故品のトッププレートとトッププレート枠を接着しているシリコンゴムが剥がれて、トッププレートとトッププレート枠の間に隙間ができていたために、清掃時に枠の縁部で指に傷を負ったものと推定されるが、シリコンゴムが剥がれた経緯が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者は、2015（平成27）年1月より、現行生産品に対して本体の左右面にパッキンを追加し、トッププレート上面からの荷重に対しトッププレートの沈み込み量を低減させ、シリコンゴムにかかる荷重の低減を図り、また、トッププレート裏側に支え板を追加して、枠外れを防止し、トッププレートの外れが発生しても隙間が発生しないように改善した。また、2015（平成27）年10月からホームページで「トッププレートとトッププレート枠の間に隙間がないかの確認。台所用中性洗剤の使用推奨。手袋をはめてお手入れを行うこと。機器に強い力をかけないこと」等の注意喚起を行っている。	販売事業者 (受付:2016/03/18)
2016-1479 2016/10/10 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスこんろ付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しく、出火時の使用状況等も不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているが、本件を事故事例としてホームページに掲載し注意喚起を図ることとした。	消防機関 (受付:2016/11/02)
2016-1256 2016/09/22 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用、ビルトイン型） 使用期間：不明	ガスこんろ内部から火が出て、機器の一部を焼損した。 (製品破損)	設置・施工事業者がガスこんろとガスオープンを設置する際、ガスこんろとガスオープンを接続するガス連絡管の取り付けを忘れたため、設置・施工事業者によるガスこんろの点火確認が行われた際にガスこんろの火が漏れた未燃ガスに引火して機器の一部を焼損したものと推定される。 (D1)	製造事業者は、設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2016/10/03)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0676 0000/00/00 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：不明	ガスふろがまのフロントカバーと内部配線が焦げていた。	ガス接続口近辺の腐食が著しく、風呂側ノズルホルダー腐食部からのガス漏れが確認されたことから、ガス接続口部から浸入した水等によりノズルホルダー部が腐食して穴が開き、漏れたガスに引火したものと考えられるが、使用状況等の詳細が不明であるため、ノズルホルダー部が腐食した原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者は、自社ホームページにて、「ふろがまを使用する場合には、むやみにふろがまに水をかけない」旨、注意喚起を行うこととした。	製造事業者 (受付:2016/07/05)
2016-1078 0000/00/00 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約9年5か月	ガスふろがまのケーシングが変形していた。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がないことから、被害者の点火操作の繰り返し等により、機器内に未燃ガスが滞留し、異常着火に至り、ケーシングが変形したのと考えられるが、変形はガス定期保安点検時に確認されたものであり、事故発生時期および使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	製造事業者 国の行政機関 販売事業者 (受付:2016/09/02)
2016-1210 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約11年11か月	ガスふろがまのケーシングが変形していた。	機器にガス漏れ及び着火動作等の異常がなく、冠水跡が確認されたことから、機器の冠水等による点火し難い状況下での点火操作の繰り返し等により、未燃ガスが滞留し、異常着火に至ったと考えられるが、ケーシングの一部変形はガス定期保安点検時に確認されたものであり、事故発生時期および使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能及び冠水検知装置を装備した製品が販売されている。	製造事業者 国の行政機関 公益事業者 (受付:2016/09/26)
2016-1290 2016/09/01 (事故発生地) 北海道	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約15年	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異音が生じ、ケーシングが変形した。	点火し難い状況下での点火動作の繰り返しにより、未燃ガスが滞留し、異常着火に至ったものと考えられるが、事故品が入手できず、ガス漏れ及び着火動作等の詳細調査ができなかったため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/10/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1414 0000/00/00 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約13年9か月	ガスふろがまのケーシングが変形していた。	機器にガス漏れ及び着火動作等の異常がなく、メインバーナースロット部及びノズルホルダー内部に錆があったことから、浸水によりメインノズルが冠水した状態で着火操作を行ったため、燃焼できずに機器内に滞留した未燃ガスにパイロットバーナー炎が引火し、異常着火したことによりケーシングが変形したものと考えられるが、ケーシングの変形は開栓時に発見されており、事故発生時期及び使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能及び冠水検知装置を装備した製品が販売されている。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2016/10/20)
2016-1493 2016/00/00 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：不明	ガスふろがまのケーシングが変形していた。	パイロットバーナーの埃詰まりにより、口火点火し難い状態となり、点火操作を繰り返したことで機器内に未燃ガスが滞留して異常着火に至ったと考えられるが、事故発生時期及び使用状況の詳細が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	国の行政機関 (受付:2016/11/04)
2016-1560 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約19年2か月	ガスふろがまのケーシングが変形していた。	機器にガス漏れ及び着火動作異常がなく、内部に冠水の痕跡があったことから、浸水の影響で口火が点火し難い状態となり、点火操作を繰り返したことで滞留した未燃ガスに、点火操作の火花が引火し異常着火に至り、ケーシングが変形したと考えられるが、変形は定期保安点検時に発見されており、事故発生時期及び使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能及び冠水検知装置を装備した製品が販売されている。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2016/11/10)
2016-0891 2016/07/11 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） HOL-870SA (株) ガスター 使用期間：約14年1か月	ガスふろがまを使用中、異臭がし、発煙した。	機器内部の湯量サーボモーターブラシが摩耗して折れ、短絡回路が形成され過電流が生じたが、過電流が流れた際の保護装置がなかったため、モーターブラシの駆動用ICが焼損し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、経年劣化による事故とみているため、既販品について措置はとらなかったが、自社ホームページに事故情報を掲載して注意喚起を行っている。 なお、再発防止として、現在の製品は耐久性を向上させたモーターに変更している。	製造事業者 (受付:2016/08/03)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1413 0000/00/00 (事故発生地) 新潟県	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） GT-2022SAWX（（株）ハウス テックブランド：WZ-205SAL） （株）ノーリツ（（株）ハウス テックブランド） 使用期間：約14年5か月	使用中のガスふろがまから異臭がし、フロントカバーが変形していた。	長期使用（約14年）により、配管接続部から漏水しフロントカバー下部が腐食して穴が開き、雨水が浸入するなどして長時間浸潤環境となり、底部に配管されている入ガス金具が腐食し、腐食生成物の体積膨張により勘合部のガス継手に亀裂が発生したことでガスが漏洩、滞留した未燃ガスが点火操作時の火花により異常着火に至り、フロントカバーが変形したものと推定される。	製造事業者は、経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者はホームページで「製品を安全に正しくお使いいただくために」と題して屋外設置型ガス給湯器の外装下部が酷く錆びている際は経年劣化が進行しており、そのまま使用するのは危険であるとして器具の点検の呼びかけを行っている。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2016/10/20)
2016-0970 2016/06/30 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約13年	使用中のガスふろがまから異音と異臭がし、フロントカバーとパイプシャフトの扉が変形した。	事故品の給排気口を外壁塗装工事の養生シートで閉塞した状態で使用したため、給排気が正常に行われず、未燃ガスが溜まり、点火動作時のスパークにより異常着火し、フロントカバーが変形したものと推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者は2009（平成21）年10月から、ホームページで消費者および工事業者に対し、「建物外壁塗装工事の際のご注意について」等の注意喚起を行っている。	公益事業者 国の行政機関 (受付:2016/08/16)
2016-0971 2016/06/30 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約13年1か月	使用中のガスふろがまから異音が生じ、フロントカバーが変形した。	事故品の給排気口を外壁塗装工事の養生シートで閉塞した状態で使用したため、給排気が正常に行われず、未燃ガスが溜まり、点火動作時のスパークにより異常着火し、フロントカバーが変形したものと推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者は2009（平成21）年10月から、ホームページで消費者および工事業者に対し、「建物外壁塗装工事の際のご注意について」等の注意喚起を行っている。	公益事業者 国の行政機関 (受付:2016/08/16)
2016-0899 2016/07/14 (事故発生地) 大阪府	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約19年	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異音が生じ、排気筒の一部が変形した。	機器内部の水漏れ等により点火不良が発生した状態で、被害者が点火操作を繰り返したため、未燃ガスが機器内部に滞留し、点火動作時のスパークにより異常着火し、機器排気筒が変形したと考えられるが、事故品が回収されず詳細な調査ができなかったため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2016/08/04)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0992 0000/00/00 (事故発生地) 大阪府	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約13年7か月	ガスふろがまのフロントカバーが変形していた。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がないことから、給排気口の閉塞等により、機器内に未燃ガスが滞留し、点火操作のスパークにより異常着火し、フロントカバーが変形したと考えられるが、変形はガス定期保安点検時に確認されており、事故発生時期及び使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	国の行政機関 (受付:2016/08/18)
2016-1160 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約8年	ガスふろがまのフロントカバーが変形していた。	機器にガス漏れ及び着火動作異常がなく、排気口に上方排気カバーが装着されていたことから、落雪等により排気口が閉塞された状態で機器を使用したことで、未燃ガスが機器内に滞留し異常着火に至り、フロントカバーが変形したと考えられるが、変形はガス閉栓作業時に発見されており、事故発生時期および使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	国の行政機関 公益事業者 (受付:2016/09/13)
2016-1470 2016/10/20 (事故発生地) 大阪府	ガスふろバーナー（都市ガス用） TA-OK270 (株)世田谷製作所 使用期間：約14年8か月	使用中のガスふろがまから火が出て、機器を焼損した。	事故品のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム（ゴム製）の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。	製造事業者は、2007（平成19）年4月19日付けで新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の改良を行うとともに、製品の点検・修理及び無償で部品交換を実施している。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2016/11/01)
2016-1140 2016/08/30 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろバーナー（都市ガス用） TA-292 (株)世田谷製作所 使用期間：約34年11か月	ガスふろがまを点火したところ、機器内部の一部を焼損した。	長期使用（約35年）により、亜鉛合金製のホースエンドが腐食し、生じた孔からガスが漏洩していたため、滞留した未燃ガスにふろバーナー点火時の火花が引火し機器内部の一部を焼損したものと推定され、屋内設置式のガスふろがまを屋外の地面上に設置していたことも影響したものと考えられる。	製造事業者は、経年劣化による事故であり、屋外に設置されていたことも影響していることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 公益事業者 (受付:2016/09/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1453 2016/10/15 (事故発生地) 神奈川県	ガスホース（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスコンロを使用中、ガスホースの接続部付近から火が出た。 (拡大被害)	事故品が、ガスコンロ下部に入り込むような長さで使用されていたため、ガスコンロ（グリルバーナー）使用時の熱影響を受けて劣化・破損し、ガスが漏れ、滞留した未燃ガスにグリルバーナーの炎が引火して燃えたものと推定される。 (E2)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、ガス供給事業者は、被害者に対し、取扱説明書等に記載されている熱影響を受けない接続方法等の説明を行い、消し忘れには十分注意するよう周知した。	国の行政機関 (受付:2016/10/27)
2016-1503 2016/10/23 (事故発生地) 長野県	ガスホース（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスコンロの点火操作を繰り返したところ、ガスホースのコンロ側接続部付近から火が出た。 (製品破損)	被害者がインターネットで購入した事故品とガスコンロを自ら設置した際、ガスコンロ側のホースエンド（口径9.5mm）に径の大きなガスホース（口径13mm）を接続したため、隙間からガスが漏洩し、ガスコンロの火が引火したものと推定される。 なお、取扱説明書に「接続するホースエンドとガスソフトコードが合っているか確認して下さい。口径が合っていないとガスが漏れて大変危険です」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2016/11/07)
2016-1327 0000/00/00 (事故発生地) 京都府	ガスホース（都市ガス用） 使用期間：不明	ガス炊飯器の機器接続部とガスホースの一部が焼損した。 (拡大被害)	事故品は、ガス炊飯器を使用する度に抜き差し接続されていたため、差し込みが不十分でガス漏れが発生し、滞留した未燃ガスに炊飯器バーナーの炎が引火したため、機器接続部とガスホースの一部が焼損した可能性が考えられるが、事故品は被害者により処分されて入手できず、また、機器接続部の焼損痕は定期保安点検時に発見されていることから、事故発生時期及び使用状況等が不明のため原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2016/10/13)
2016-1364 2016/09/10 (事故発生地) 山梨県	ガス給湯器（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスコンロを点火したところ、ガス給湯器のガス接続部付近から火が出て、軽傷を負った。 (軽傷)	ガス給湯器とガス可とう管の接続部から漏洩したガスにガスコンロの火が引火したものと考えられるが、事故品を入手できず、また、施工状況は不明であり、ガスが漏洩した原因は特定できなかった。	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1597 2016/10/06 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、 F E 式） 使用期間：約16年5か月	シャワーを使用中、熱湯が出て、肩と太ももに火傷を負った。	事故品にガス漏れ及び着火動作異常がなく、水バルブの樹脂部に亀裂が発生し微量の水漏れが発生、水が流量センサー内部に浸入した影響により水量を正しく検出できなくなり、湯温を制御できずに熱湯が出たものと推定されるが、事故品が入手できなかったため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、原因が不明であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/11/17)
2016-1244 0000/00/00 (事故発生地) 京都府	ガス給湯器（都市ガス用、 F F 式） 使用期間：約14年10か月	機器点検で訪問した際に、ガス給湯器のケーシングが変形していることを確認した。	当該製品では再現しなかったものの、ガス電磁弁が何らかの要因で一時的な閉弁遅れが生じ、異常着火に至った、または給排気口が閉塞状態になり異常燃焼に至った可能性が考えられるが、事故当時の使用状況の詳細が不明であり、原因の特定はできなかった。	ガス供給事業者（東京ガス及び大阪ガス）は、2013（平成25）年4月18日付けで、給湯使用時、稀に瞬間的に大きな音がする現象が発生し本体外枠が変形する可能性があることと、そのような現象が発生した製品については、無償修理を行う旨のお知らせを掲載している。	国の行政機関 (受付:2016/09/29)
2016-1326 0000/00/00 (事故発生地) 京都府	ガス給湯器（都市ガス用、 F F 式、暖房機能付） 使用期間：約17年3か月	ガス給湯器のフロントカバーが変形していた。	事故品にガス漏れ及び着火不良等の異常がないことから、給排気口の閉塞等により、機器内に未燃ガスが滞留し、点火操作のスパークにより異常着火し、フロントカバーが変形したと考えられるが、変形はガス定期保安点検時に確認されており、事故発生時期および使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	国の行政機関 (受付:2016/10/13)
2016-1362 0000/00/00 (事故発生地) 大阪府	ガス栓(都市ガス用) 使用期間：不 明	ガス栓付近から火が出て、周辺を焼損した。	キャビネット内のガス栓の検査孔ボルトに物が当たって検査孔ボルトが緩み、漏れたガスに引火してキャビネット内を焼損したものと考えられるが、焼損はガス定期保安点検時に確認されたものであり、事故発生時期及び使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2016/10/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1665 2016/11/21 (事故発生地) 大阪府	カセットこんろ用ガスボンベ 使用期間：不 明	使用済みのカセットこんろ用ガスボンベからガスを抜いていたところ、抜いたガスに引火して、家人1人が火傷を負った。 (軽傷)	被害者が台所のガスこんろで調理中に、シンク内で事故品に穴を開け内部のガスを抜いていたところ、そのガスにガスこんろの火が引火し、火傷を負ったものと推定される。 なお、市販品のカセットこんろ用ガスボンベの取扱説明書には「ガスが入った状態で穴をあけると、ガスが噴出して途中で止まらなくなり危険です。ガスを抜く時は、屋外の火の気のない風通しの良いところで、カセットボンベのキャップを外し、先端を下にして、先端部をコンクリートなどに押し付けてください」等の表示が記載されている。 (E1)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/11/24)
2016-1415 2016/10/12 (事故発生地) 兵庫県	迅速継手（都市ガス用） 使用期間：約31年	ガスこんろを点火したところ、迅速継手付近から火が出た。 (製品破損)	事故品にガス漏れはなく、熱損は摺動環とカバーの先端部のみで、正常接続時に露出する部分に熱損がみられなかったことから、事故品とガス栓が不完全な接続状態にあったためガスが漏れ、ガスこんろの火が漏れたガスに引火したものと推定される。 (E2)	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2016/10/20)
2016-1440 2016/10/10 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（密閉式） 使用期間：約8か月	石油ストーブの点火操作を繰り返したところ、異音がし、発火した。 (製品破損)	事故品は、給排気筒を2°の下り勾配で設置すべきところを、4.6°の上り勾配で設置したため、雨水が給排気筒に溜まり給気が行われない状態で点火を繰り返すうちに、灯油の気化ガスが爆発的に着火したものと推定される。 (D1)	製造事業者は、施工業者の施行不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2016/10/26)
2016-1569 2016/11/03 (事故発生地) 岐阜県	石油ファンヒーター（開放式） 使用期間：不 明	石油ファンヒーター付近から出火して住宅を全焼し、家人1人が軽傷を負った。 (軽傷)	事故品の燃焼筒等に発火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、制御基板及び電源プラグ等が未回収であることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2016/11/15)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0631 2016/06/11 (事故発生地) 神奈川県	いす（ベンチ、ダイニング用） Anelma（アネルマ）FUC-6041 市場（株） 使用期間：未使用	店頭で展示中のいすに座ったところ、座面と脚部が破損した。	事故品は、座面下部の横棧の強度不足により、着座時の下方への応力による座面のたわみを横棧が受け止めきれず、右側の前後の脚と接合されている上下の棧及び前面の横棧が破損し事故に至ったものと推定される。	製造事業者は、事故発生後直ちに販売店と連携し、既製品について購入者に連絡し、製品の回収を行っている。 なお、2016（平成28）年5月の製造から座面下部の横棧の高さを25mmから30mmへ変更するとともに、強度の高い材質へ変更している。	製造事業者 (受付:2016/06/30)
2016-1451 2016/02/18 (事故発生地) 東京都	いす（折り畳み式） YJ813HWN (株)武田コーポレーション 使用期間：約1か月	ネット通販で購入したいすを使用中、転倒して軽傷を負った。	事故品は、脚部と金属パイプをX字形に開いて座面天板裏にあるロック機構によって固定するいすであるが、脚部の座面への取り付けが適切に行われなかったため、ロック部のツメが受け金具に完全に掛からない不具合が発生し、転倒したものと推定される。 なお、本体には「異常がある場合は使用を中止する」旨、記載されていたが、被害者が不具合を認識したまま使用を継続していたことも事故発生に影響したものと考えられる。	輸入事業者は、単品不良による事故とみて既製品については措置はとらなかったが、2016（平成28）年4月6日からインターネット販売を中止した。また、類似の機種については、ロック機構の動作状況について全数検査後に出荷することとした。	消費者センター (受付:2016/10/27)
2016-1067 2016/08/01 (事故発生地) 兵庫県	いす（浴室用） 使用期間：約2年	浴室用いすを使用中、座面の一部が破損して、家人1人が臀部を裂傷し、幼児1人が足の指に裂傷を負った。	事故品（飽和ポリエステル樹脂（PET）製）は、座面中央にある穴を起点に亀裂が生じ、破面にストライエーションが見られたことから、使用に伴う応力等によって亀裂が伸展し、破損に至ったものと考えられるが、事故品に劣化等の異常は認められず、詳細な使用状況等は不明であり、亀裂を生じた原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、ブランド事業者は、2016（平成28）年9月30日付けでホームページに社告を掲載し、製品の回収及び返金を行っている。	消費者センター (受付:2016/08/31)
2016-1174 2016/08/16 (事故発生地) 千葉県	ジェット噴流バス HJB-2400AL タカラスタンダード（株） 使用期間：約18年	子供が入浴中、ジェット噴流バスの噴出口に髪の毛を吸込まれ、頭部に軽傷を負った。	ジェット運転は側面の吸水口からお湯を吸い込み、足元側及び背中側に各2穴あるジェット噴出口から吹き出す仕組みとなっているが、当該製品はジェット噴流と給湯器の配管を共用する特殊な構造をとっているため、給湯運転時、定期的に背中側ジェット噴出口からお湯を吸い込む動作を行う。背中側のジェット噴出口2穴同時に髪の毛が吸い込まれると、水路が狭まって流速が増し、より強い力で髪の毛が引き込まれ、ノズルの奥の狭い箇所絡まって抜けなくなり、引き抜こうとした際に頭部に軽傷を負ったものと推定される。	製造事業者は、2016（平成28）年10月28日付けでホームページに社告を掲載し、注意喚起を行うとともに、同年12月から無償で改修（噴出口に吸い込み防止用のカバーを装着）を行うこととした。	製造事業者 (受付:2016/09/16)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0708 2015/06/00 (事故発生地) 神奈川県	たんす(チェスト) 使用期間：約1年	子供がチェストの引き出しを引き出そうとしたところ、チェストが前に倒れて下敷きになり、打撲を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていない事故品が前に転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。 なお、取扱説明書には「転倒による事故を防ぐために壁に固定する」旨の注意表示があるが、「引き出しを複数段開けない、引き出しに乗らない」等の具体的な記載はなかった。	輸入事業者は、取扱説明書どおりに事故品を壁に固定していなかったことが事故の原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/07/07)
2016-0871 0000/00/00 (事故発生地) 千葉県	たんす(チェスト) 使用期間：約7年	幼児がチェストの引き出しを引き出そうとしたところ、チェストが前に倒れて、引き出しが顔に当たり、打撲を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていない事故品が前に転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。 なお、取扱説明書には「転倒による事故を防ぐために壁に固定する」旨の注意表示があるが、「引き出しを複数段開けない、引き出しに乗らない」等の具体的な記載はなかった。	輸入事業者は、取扱説明書どおりに事故品を壁に固定していなかったことが事故の原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/08/02)
2016-0872 2016/06/25 (事故発生地) 東京都	たんす(チェスト) 使用期間：約2年	幼児がチェストの引き出しを引き出そうとしたところ、チェストが前に倒れて、軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていない事故品が前に転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。 なお、取扱説明書には「子供が家具によじ登ったりぶら下がったりしたときの転倒を防ぐため、付属の金具で壁に固定する」旨の注意表示が記載されていた。	輸入事業者は、取扱説明書どおりに事故品を壁に固定していなかったことが事故の原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/08/02)
2016-0873 2015/00/00 (事故発生地) 東京都	たんす(チェスト) 使用期間：不明	幼児がチェストの引き出しを引き出していたところ、チェストが前に倒れて、幼児と乳幼児が下敷きになり、軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていない事故品が前に転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。 なお、取扱説明書には「転倒による事故を防ぐために壁に固定する」旨の注意表示があるが、「引き出しを複数段開けない、引き出しに乗らない」等の具体的な記載はなかった。	輸入事業者は、取扱説明書どおりに事故品を壁に固定していなかったことが事故の原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/08/02)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1089 2015/00/00 (事故発生地) 東京都	たんす(チェスト) 使用期間：約4年	チェストが前に倒れて幼児が下敷きになり、軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/05)
2016-1090 2011/09/00 (事故発生地) 大阪府	たんす(チェスト) 使用期間：約1年	子供がチェストの引き出しを引き出していたところ、チェストが前に倒れて、指に軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/05)
2016-1091 2013/00/00 (事故発生地) 大阪府	たんす(チェスト) 使用期間：不明	子供がチェストの引き出しを引き出していたところ、チェストが前に倒れて、頭に軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/05)
2016-1092 2014/00/00 (事故発生地) 岡山県	たんす(チェスト) 使用期間：約2年	子供がチェストの引き出しを引き出していたところ、チェストが前に倒れて、軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	製品の安定性はJISに適合しており、子供が引き出しを同時に複数段開けたか、乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないことが原因とみているため、措置はとらなかった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知するために、2016(平成28)年6月末より顧客リストによるEメール配信、ストア内各所への掲示、ホームページへの掲載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/05)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1093 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	たんす(チェスト) 使用期間：約2年	子供がチェストの引き出しを引き出して いたところ、チェストが前に倒れて、 母親が手に軽傷を負った。	製品の安定性はJISに適合しており、 子供が引き出しを同時に複数段開けたか、 乗るかぶら下がったため、壁に固定され ていなかった事故品が前に転倒したもの と推定されるが、事故発生時の詳細な状 況が不明であるため、原因の特定はでき なかった。 なお、取扱説明書には「転倒による事 故を防ぐために壁に固定する」旨の注意 表示があるが、「引き出しを複数段開け ない、引き出しに乗らない」等の具体 的な記載はなかった。	輸入事業者は、取扱説明書どおりに事 故品を壁に固定していなかったことが事 故の原因とみているため、措置はとらな かった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知す るために、2016(平成28)年6月末よ り顧客リストによるEメール配信、スタ ア内各所への掲示、ホームページへの掲 載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/09/05)
2016-1367 2013/00/00 (事故発生地) 埼玉県	たんす(チェスト) 使用期間：不 明	チェストが前に倒れて幼児2人が下 敷きになった。	製品の安定性はJISに適合しており、 子供が引き出しを同時に複数段開けたか、 乗るかぶら下がったため、壁に固定され ていなかった事故品が前に転倒したもの と推定されるが、事故発生時の詳細な状 況が不明であるため、原因の特定はでき なかった。 なお、取扱説明書には「転倒による事 故を防ぐために壁に固定する」旨の注意 表示があるが、「引き出しを複数段開け ない、引き出しに乗らない」等の具体 的な記載はなかった。	輸入事業者は、取扱説明書どおりに事 故品を壁に固定していなかったことが事 故の原因とみているため、措置はとらな かった。 なお、壁固定の重要性を改めて周知す るために、2016(平成28)年6月末よ り顧客リストによるEメール配信、スタ ア内各所への掲示、ホームページへの掲 載を行っている。	輸入事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1745 2016/11/11 (事故発生地) 熊本県	はしご(ロフト用) 使用期間：約7年	ロフトから降りようとしたところ、 はしごが外れて転倒し、左腕に打撲を 負った。	被害者が、ロフト入口にあるはしご取 り付け用パイプに、はしご先端のフック を正しく掛けなかったために、はしご がずれ落ち事故に至ったものと推定さ れる。 なお、取扱説明書には、「フックがパイ プに確実にかかっているかを確認する」 旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみら れる事故であるため、措置はとらなかつ た。 なお、製造事業者は、2011(平成 23)年9月3日出荷分より、本体に「必 ずフックがパイプに確実にかかっている かを確認し昇降する」旨のラベルを貼付 している。	製造事業者 (受付:2016/12/07)
2016-1242 2016/09/14 (事故発生地) 岡山県	はしご兼用脚立(アルミ 製) 使用期間：1回	はしご兼用脚立を使用中、転倒し、 脇腹を負傷した。	事故品の変形した支柱の寸法、硬さに 異常は認められず、支柱端部が使用に おける荷重方向とは異なる内側方向に 変形していたことから、脚立を使用 中バランスを崩して脚立が横方向に 転倒し、傾いた状態の脚立の上側支 柱に被害者の身体が接触したことで、 支柱の端部付近に過大な力が加わっ て内側に変形したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、 「左右方向に転倒しやすいので注意し て使用する」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみら れる事故であるため、措置はとらなかつ た。	輸入事業者 (受付:2016/09/28)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-2824 2015/12/20 (事故発生地) 千葉県	はしご用固定器具 使用期間：約2日2回	はしごを使用中、はしご用固定器具が破損し、転落して打撲を負った。 (軽傷)	事故品は、はしごの上端を壁から遠ざけて固定するためのアーム状の金具とその固定器具がセットとなったはしごのオプション品であり、事故品を取り付けたはしごを使用中にバランスを崩して被害者ごと地面に落下した際、事故品のアーム部分が地面にぶつかった衝撃で固定器具等が破損・変形したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2016/03/24)
2016-0890 2016/07/03 (事故発生地) 大阪府	紙巻器（トイレトーパー用） 使用期間：不明	幼児が紙巻器を触ったところ、指に軽傷を負った。 (軽傷)	幼児が事故品の棚部分を掴む等して、本体と棚の接続部の隙間に親指が部分的に入り込み、抜こうとした際に裂傷を負った可能性が考えられるが、事故品にバリ等の異常や鋭利な部分は確認されず、事故時の詳細な使用状況が不明であることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/08/03)
2016-1287 2016/08/13 (事故発生地) 福岡県	草刈機 使用期間：約4年	草刈機付近から火が出て、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しく、燃料タンクや燃料ホース等の燃料系統樹脂部品が焼失して確認できなかったことから、ガソリン漏れの有無が確認できず、出火の原因は特定できなかった。 なお、事故発生時のエンジンは停止状態であったが、同等品を確認した結果、運転時を含めてエンジン各部の最高温度はガソリンの発火温度（300℃程度）には至らず、停止状態で着火源となるものはなかった。 (G1)	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/10/06)
2016-1211 2016/09/12 (事故発生地) 京都府	棚（玄関用） 使用期間：約14年10か月	棚の鏡が外れ、頭部に当たり打撲を負った。 (軽傷)	事故品は扉枠にはめ込んだ鏡の裏側の縁を合板により固定している製品で、扉の開閉等により合板を固定している無頭釘の釘穴が徐々に広がって合板の固定が緩み、被害者が粘着テープによる修理を行ったが、粘着テープの接着力の低下と釘穴がさらに広がったことにより、被害者が扉を開けた際に合板の固定が外れ、鏡が倒れ事故に至ったと考えられるものの、釘穴の広がりや修理の詳細な状況が不明なため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者は、被害者の修理不良による事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/09/26)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1176 2016/08/14 (事故発生地) 宮城県	塗料（つや出し用） 使用期間：不 明	塗料の拭き取りに使ったウエスをビニール袋に入れて保管していたところ出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	当該製品は、不飽和脂肪酸を多く含む植物油（荏油）を主成分としたもので、拭き取ったウエスと枯れ草を同じビニール袋に入れて長期間（7日）放置したため、植物油の酸化熱が蓄熱されて自然発火に至ったものと推定される。 なお、本体には、拭き取ったウエスを水に浸して捨てるなどの処理方法について記載されていた。 (E2)	製造事業者は、使用者の不注意による事故であることから、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2016/09/16)
2016-1065 2016/08/09 (事故発生地) 大分県	踏み台（アルミ製） 使用期間：不 明	踏み台を使用中、転倒して負傷した。 (軽傷)	事故品の変形した支柱の寸法、硬さに異常は認められず、支柱端部が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、踏み台を使用中にバランスを崩して転倒した際、身体の一部が干渉して支柱が変形したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示に「踏み台から身体を乗り出さない」旨、記載されている。 (E2)	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/08/31)
2016-1175 2016/09/01 (事故発生地) 千葉県	踏み台（アルミ製） 使用期間：約1年	踏み台を使用中、脚部が折れて転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	事故品の破損した支柱の寸法、硬さに異常は認められず、また、破損した支柱の破面は延性破壊の形態を示しており、当該部は通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に破損していたことから、脚部が破損して転倒したのではなく、使用中にバランスを崩して転倒した際に、身体の一部がぶつかって脚部が内側に破損したものと推定される。 (E2)	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/09/16)
2016-0509 2016/06/14 (事故発生地) 香川県	踏み台(アルミ製) 使用期間：約1年	踏み台を使用中、転倒して打撲を負った。 (軽傷)	事故品の変形した支柱の寸法、硬さに異常は認められず、被害者が灯油入りポリタンクを抱えて踏み台の天板上に登る際に、バランスを崩して転倒し、事故に至ったと考えられるが、使用状況が不明なため、原因の特定はできなかった。 (G1)	輸入事業者は、被害者の不注意による事故とみているため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/06/22)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1031 2016/08/12 (事故発生地) 秋田県	踏み台（アルミ製） 使用期間：約5か月	踏み台を使用中、転倒して打撲を負った。 (軽傷)	事故品の変形した支柱の寸法、硬さに異常は認められず、支柱端部が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、被害者がバランスを崩して転倒した際に、身体の一部がぶつかって支柱が内側に変形したと考えられるが、使用状況が不明であり原因の特定はできなかった。 (G1)	輸入事業者は、被害者の不注意による事故とみているため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/08/25)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0297 2016/05/03 (事故発生地) 東京都	自転車 使用期間：約2年13日	自転車で走行中、ハンドルの取り付け部分が緩み、転倒して軽傷を負った。	走行中にハンドルシステムの固定強度が低下したため、事故に至ったものと考えられるが、詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、事故品のハンドルシステムを規定トルクで締め付けたところ、JISで規定されている固定強度を満足していた。	製造事業者は、販売を行った販売店への注意喚起を実施するとともに、事業者製品を取り扱う販売店への情報展開による注意喚起を進めることとした。	消費者センター (受付:2016/05/23)
2016-0087 2015/12/00 (事故発生地) 不明	自転車(マウンテンバイク 類形車) LGS-5 29ER (有)アキコーポレーション 使用期間：約15日	自転車で走行中、後輪がロックし、転倒して打撲を負った。	製造時にチェーンのジョイントピンのカシメ不良があったため、走行中にチェーンジョイント部が破損して、チェーンがリアディレーラに絡まり、リアディレーラの破損や後輪のロックを引き起こし、事故に至ったものと推定される。	輸入事業者は、製造不良による事故であるため、既販売品に対する再発防止措置の方策については検討中としており、使用者や販売店への注意喚起等を予定している。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	輸入事業者 (受付:2016/04/14)
2015-0962 2015/05/05 (事故発生地) 東京都	自転車(電動アシスト車) 使用期間：約2年	自転車で走行中、サドル裏面の部品が折れて転倒し、打撲を負った。	サドル裏面の舟線が破断しており、破断の起点部付近には、腐食及び亀裂が認められることから、舟線上部に亀裂が入り、腐食して疲労破断に至ったものと考えられるが、詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2015/08/07)
2015-0963 2015/07/20 (事故発生地) 東京都	自転車(電動アシスト車) 使用期間：約1年	自転車で走行中、サドル裏面の部品が折れた。	サドル裏面の舟線が側面の圧痕部を起点として疲労破壊により破損していたが、圧痕が発生した原因が不明であり、破断部に異物等の混入はなく、舟線の成分分析、硬さ測定、金属組織観察をした結果、材料に異常は認められず、詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2015/08/07)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 受 付 年 月 日
2016-0813 2016/07/02 (事故発生地) 神奈川県	自転車用荷台 使用期間：約3か月	自転車で走行中、前側に取り付けた荷台の取付金具が折損したため、バランスを崩して転倒し、軽傷を負った。	同等品による振動試験等の結果に異常は認められなかったが、事故品が入手できず、使用時の詳細な状況等が不明であるため、取付金具が破断した原因は特定できなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/07/21)
		(軽傷)	(G1)		

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-0923 2016/06/13 (事故発生地) 神奈川県	はさみ プレミアムシザーズ (スコッチ) 1447 スリーエム ジャパン (株) 使用期間：約3日	はさみの刃に生じた突起状のバリで、指に切創を負った。	製造時の刃の洗浄工程において、ベルトコンベアに並べた刃と刃の間隔が十分に確保されなかったために、刃が重なった状態でロール工程を通り、刃の一部に大きな力が加わりバリが発生したものと推定される。	輸入事業者は、2016(平成28)年8月5日付けでホームページに告知し、消費者に注意喚起し、交換対応を行っている。 なお、輸入事業者は、製造工場の製造工程を見直すとともに、受け入れ時において全数検査を実施することとした。	輸入事業者 (受付:2016/08/09)
2016-0057 2016/02/12 (事故発生地) 群馬県	バッテリー (リチウムポリマー、ラジコン用) 使用期間：不明	放電中のバッテリー付近から出火して、周辺を焼損し、家人2人が軽傷を負った。	バッテリー内部で短絡が生じ、異常発熱して焼損したものと考えられるが、セル表面の一部に凹みがあり、外部から応力が加わった可能性もあるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2016/04/12)
2016-0996 2016/08/03 (事故発生地) 東京都	バッテリーパック (リチウムイオン、ノートパソコン用) G71C000BE910 (dynabook R731/36B用) (株)東芝 (現 東芝クライアントソリューション (株)) 使用期間：不明	ノートパソコンのバッテリーパック付近から火が出て、周辺を焼損した。	セル製造時に異物 (鉄、クロム) が混入したため、電極間で内部短絡が生じて異常発熱し、発火して焼損したものと推定される。	輸入事業者は、2016(平成28)年1月28日よりホームページに社告を掲載するとともに、同月29日付け新聞に社告を掲載し、対象バッテリーパックについて無償で交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2016/08/18)
2016-1289 2016/08/12 (事故発生地) 東京都	バッテリーパック (リチウムイオン、ノートパソコン用) FMVNS6XER用 富士通 (株) (現 富士通クライアントコンピューティング (株)) 使用期間：不明	使用中のノートパソコンのバッテリーパックから火が出て、机が焦げた。	セル製造時に異物 (鉄、ニッケル) が混入したため、電極間で内部短絡が生じて異常発熱し、発火して焼損したものと推定される。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、火災などの拡大被害に至っていないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、2015(平成27)年4月から異物混入に対し品質管理の強化を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/06)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1402 2016/09/13 (事故発生地) 奈良県	バッテリーパック（リチウムイオン、ノートパソコン用） CP293561-01（FMVNP4PER用） 富士通（株）（現 富士通クライアントコンピューティング（株）） 使用期間：不明	ノートパソコンのバッテリーパック付近から異音が生じて発煙し、周辺を焼損した。	セル製造時に異物（鉄等）が混入したため、電極間で内部短絡が生じて異常発熱し、発火して焼損したものと推定される。	製造事業者は、同種事故の発生はあるものの、火災などの拡大被害に至っていないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、2015（平成27）年4月から異物混入に対し品質管理の強化を実施している。	製造事業者 (受付:2016/10/19)
2016-1746 2016/11/17 (事故発生地) 北海道	化粧品箱 シェネル (株)パルス 使用期間：約1か月	コスメボックスの取っ手が切れて落下し、床に傷が付いた。	当該製品の帯状の取っ手（表面：塩化ビニル樹脂製、芯材：紙製）は、両端が本体のふたに、四角形に縫い付けられていた。事故品は、取っ手両端の一方が、内側縫い糸に沿って破断していたことから、取っ手材料である塩化ビニル樹脂及び紙の強度が不十分であったため、縫製箇所が本体を持ち上げた際の荷重に耐えられず、破断したものと推定される。	輸入事業者は、2016（平成28）年12月5日付けでホームページに社告を掲載し、製品の回収及び返金を行っている。 なお、今後の製品については、材料を変更するとともに、耐荷重基準を設けて強度を確認することとした。	輸入事業者 (受付:2016/12/07)
2016-0652 2016/06/26 (事故発生地) 東京都	乾電池（アルカリ単4形） 使用期間：不明	テレビリモコンが発熱、溶融していたため、子供が装填していた乾電池を取り出そうとしたところ、指に火傷を負った。	事故品の外装フィルムが破れて負極付近の正極が露出したため、リモコンの電池ボックスの負極端子（コイルスプリング）で短絡して異常発熱し、火傷を負ったものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、今後製造する製品については、製造工場に対して品質管理を強化するよう要請した。	消費者センター (受付:2016/07/04)
2016-1076 2016/05/23 (事故発生地) 兵庫県	靴（サンダル、女性用） 使用期間：約2日2回	サンダルを履いていたところ、接触部分に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる加硫促進剤等により皮膚炎を発症したものと推定される。 なお、取扱説明書には、かゆみ、かぶれ等を感じた時は直ちに使用を止める旨、注意表示されていた。	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/09/02)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1243 2016/09/09 (事故発生地) 京都府	靴（スニーカー） 75190 カラー：996 (株) エスエスケイ 使用期間：未使用	靴ひもを結び直していたところ、金具（ハトメ）が指に当たり、軽傷を負った。	事故品のヒモ穴のハトメ取付け工程で、カシメが不十分で鋭利な部分があったため、被害者がヒモの結び直しを行った際に、カシメの鋭利な部分に指が接触し負傷したものと推定される。	輸入事業者は、在庫品については販売を中止するとともに、既販品については2016（平成28）年9月21日付けでホームページで社告を掲載し、自主回収を実施している。 なお、今後は、不具合が発生した片面ハトメは使用せず、両面ハトメを今後使用することとした。	輸入事業者 (受付:2016/09/28)
2015-2677 2013/05/00 (事故発生地) 茨城県	靴（スニーカー） 使用期間：不明	スニーカーを履いていたところ、接触部分に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含有される化学物質により皮膚炎を発症したのと考えられるが、事故品から検出された物質によるパッチテストが実施できず、原因物質は不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、被害者の感受性による事故とみているため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/03/04)
2016-1125 2016/08/30 (事故発生地) 広島県	傘（折り畳み式、自動開閉式） BS-AFU01-BK B & S パートナーズ（株） 使用期間：1回	ネット通販で購入した傘を開こうと自動開閉ボタンを押したところ、下ろくるで指に裂傷を負った。	事故品の下ろくる（ポリカーボネート製）に突起を伴った傷が生じていたことから、傘を開いた際に、突起が指に当たってけがを負ったものと推定されるが、下ろくるに傷が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、既販品に対する措置はとらなかった。 なお、今後輸入する製品については、製造工程における検品強化と梱包時の全数検査を行うこととした。	輸入事業者 (受付:2016/09/07)
2016-1077 2016/06/00 (事故発生地) 兵庫県	手袋（作業用） 使用期間：約2か月	手袋を使用していたところ、手に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる可塑剤等により皮膚炎を発症したものと推定される。 なお、梱包袋には、体質によっては、かゆみ、発疹、かぶれ等を起こすことがあり、異常を感じたら、使用を止める旨、注意表示されていた。	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/09/02)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-2748 2015/09/12 (事故発生地) 東京都	松葉杖（アルミ製） 使用期間：約8か月16日	松葉杖を使用中、高さ調節部分が破損し、バランスを崩して転倒した。	当該事故は、被害者が松葉杖を左右それぞれに持って使用している際に生じたもので、松葉杖支柱の高さを調節するためのV字状止め金具のプッシュボタン部（2か所）が、一方の松葉杖は2か所とも破損、他方は1か所が破損した状態であった。入手できた止め金具1個を調査した結果、止め金具の板厚は設計基準を満たしていたものの、使用材料が設計基準外のものであったこと、材料の硬さが規格値を下回っていたことが判明したが、これらのことが止め金具の強度に大きな影響を及ぼしたかは不明で、4個中3個のプッシュボタン部が破断した状況も不明であることから、事故原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。 なお、今後は使用対象者について具体的に明示し、使用に当たっては、「医師又はセラピストの選定・処方・指導に基づき使用する」旨、取扱説明書に記載することとした。	消費者センター (受付:2016/03/15)
		(製品破損)	(G1)		

製品区分： 07.保健衛生用品

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 受 付 年 月 日
2016-0699 2016/05/15 (事故発生地) 東京都	虫よけ剤（ハンスプレー式、雑品） 使用期間：不 明	虫よけ剤を背中に使用したところ、 肌が赤くなった。 (軽傷)	被害者は、衣類専用である当該製品を皮膚に直接噴霧したことから、当該製品に含まれる成分により皮膚炎を発症したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、直接肌を使用しない旨、注意表示されていた。 (E1)	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2016/07/06)

製品区分： 08.レジャー用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-2535 2013/00/00 (事故発生地) 新潟県	グローブ（サッカー用） 使用期間：約2か月	サッカー用のキーパーグローブを使用していたところ、接触部分に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品及び事故品から検出された加硫促進剤（1, 3-ジフェニルグアニジン）によるパッチテストで陽性反応を示したことから、当該物質との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/02/18)
2015-2498 2013/00/00 (事故発生地) 新潟県	グローブ（サッカー用） 使用期間：約8か月	サッカー用のキーパーグローブを使用していたところ、接触部分に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含有される化学物質により皮膚炎を発症したのと考えられるが、事故品から検出された物質によるパッチテストが実施できず、原因物質は不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/02/15)
2015-2533 2013/00/00 (事故発生地) 新潟県	グローブ（サッカー用） 使用期間：約3か月	サッカー用のキーパーグローブを使用していたところ、接触部分に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含有される化学物質により皮膚炎を発症したのと考えられるが、事故品から検出された物質によるパッチテストが実施できず、原因物質は不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/02/18)
2015-2534 2013/00/00 (事故発生地) 新潟県	グローブ（サッカー用） 使用期間：約3か月	サッカー用のキーパーグローブを使用していたところ、接触部分に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる成分により皮膚炎を発症したのと考えられるが、事故品から検出された物質によるパッチテストが実施できず、原因物質の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/02/18)

製品区分： 08.レジャー用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0889 2016/07/15 (事故発生地) 福岡県	デジタルカメラ E-M5 Mark II オリンパス(株) 使用期間：約10日	使用中のデジタルカメラが発熱し、本体の一部が変形した。	可動式液晶モニターの回転ストッパーが強度不足であったため、可動域を越えて回転させた際に、カメラ本体とモニターを接続するフレキシブル基板のコネクターが外れ、モニター部の板金に接触してショートし、異常発熱して外郭樹脂が熱変形したものと推定される。	輸入事業者は、拡大被害に至っていないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、2015(平成27)年6月から回転ストッパーの強度を上げ、同年11月から取扱いに関する注意喚起チラシを追加し、2016(平成28)年6月からモニター部の板金等に絶縁テープを追加している。	輸入事業者 (受付:2016/08/03)
2016-0371 2015/11/00 (事故発生地) 兵庫県	ボール(バレーボール用) 使用期間：不明	小学校でバレーボールを使用したところ、子供1人が両手に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品によるブリックテストで陽性反応を示したことから、事故品に含有される化学物質により皮膚炎を発症したものと考えられるが、事故品から検出された物質によるブリックテストが実施できず、原因物質は不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、被害者の感受性による事故とみているため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2016/06/01)
2016-1258 2016/08/30 (事故発生地) 兵庫県	運動器具(懸垂用、エクササイズバンド付) FA914 アルインコ(株) 使用期間：約12日	通信販売で購入した運動器具のエクササイズバンドを子供が使用中、エクササイズバンドが破損し、頭部を負傷した。	事故品は、ゴム製のエクササイズバンドを取り付ける部品の布ベルトの縫製が不十分であったため、使用時に縫製部が開いて金具が外れ、ゴムの反発力によって高速で飛んだ金具が被害者の頭頂部を直撃したと推定される。	輸入事業者は、エクササイズバンドを取り付ける部品を全て金属製のものに変更した。	輸入事業者 (受付:2016/10/03)
2016-1058 2016/07/23 (事故発生地) 大阪府	運動器具(支柱用ネット巻器) 使用期間：約21年	支柱用ネット巻器を使用し、支柱にバレーボール用のネットを張っていたところ、ネット巻器が外れて被害者の顔にあたり、軽傷を負った。	事故品はネットから受ける衝撃等により固定ビスが緩み、定期点検をせずに使用したため、被害者がネット張りを行った際に、事故品の下部の固定ビスが外れ、続いて上部の固定ビスが外れると同時に事故品が支柱より外れて上方に跳ね上がり被害者の顔面に当たったものと推定される。 なお、取扱説明書には「ボルト&ナットの緩みがないか確認する」旨、記載されている。	製造事業者は被害者側の管理不足による事故であるため、措置はとらなかった。 なお、事故防止の啓発のために、ホームページにネット巻器を含む全体の点検のお願いを掲載する予定である。	製造事業者 (受付:2016/08/31)

製品区分： 08.レジャー用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0920 2016/07/01 (事故発生地) 東京都	玩具(コマ) 使用期間：不明	コマを回して遊んでいたところ、部品が外れて目に当たり、けがを負った。	当該製品は、回転中に他と強く接触すると部品が分離してはじけ飛び構造であった。事故品の部品嵌合に不具合があつて部品が想定以上に飛び出したなどの可能性が考えられるが、事故品の確認ができず、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、被害者の誤った使用方法による事故とみているため、措置はとらなかった。 なお、再発防止のため、消費者に対する注意喚起の徹底を行うことを検討している。	輸入事業者 (受付:2016/08/08)
2016-1285 2016/10/01 (事故発生地) 兵庫県	三脚(ビデオカメラ用、ケース付) MVK502AM-1 マンフロット(株) 使用期間：約2年6か月	三脚を付属のケースから取り出そうとしたところ、ケースの生地から飛び出していた金属片に太ももが接触して裂傷を負った。	当該製品に付属のケースは、2層の繊維生地間に緩衝材が詰められている構造であった。事故品ケースの外側生地から飛び出していた金属片は、握りばさみの先端であったことから、製造工程で使用している握りばさみが誤って混入したものと推定される。 なお、作業手順書には、握りばさみをマシン又は作業者自身につなぎ止める旨、指示されていた。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、既販品に対する措置はとらなかった。 なお、当該製品に付属するケースは既に製造を終了しており、今後の製品に付属するケースについては、製造に用いる金属製用具(針・はさみ)の管理を強化することとした。	消費者センター (受付:2016/10/05)

製品区分： 09.乳幼児用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-0921 2016/07/09 (事故発生地) 埼玉県	玩具(知育玩具) 使用期間：不明	幼児が玩具で遊んでいたところ、隙間に唇が挟まり、裂傷を負った。	事故品(ABS樹脂製)のプレート部品が重なっている部分を歯で押し広げ、その隙間に唇が挟まった可能性も考えられるが、事故品には歯が接触した痕跡は認められず、詳細な使用状況等是不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2016/08/08)
2016-0512 2016/05/19 (事故発生地) 東京都	乳母車(折り畳み式) PATTAN(パタン) ビジョン(株) 使用期間：約1か月	乳母車を使用中、段差にぶつかり、前輪の内側タイヤが外れた。	事故品の前輪(双輪)を車軸に取り付けるプッシュナットに製造時の寸法のバラツキがあったためにプッシュナットが破損し、双輪の片側が脱落したものと推定される。	輸入事業者は、2016(平成28)年6月10日付けでホームページに社告を掲載し、無償交換を実施している。 なお、2016(平成28)年6月10日以後に店頭販売した商品については、前輪の固定方法をプッシュナットからスピノカシメに変更した。	輸入事業者 (受付:2016/06/22)
2016-1030 2016/04/22 (事故発生地) 埼玉県	乳幼児用いす(テーブル付) 使用期間：不明	幼児が乳幼児用いすのテーブル部分に指を挟み負傷した。	事故品は、テーブルを後方に回転させて収納ができる折り畳み式の乳幼児用いすであるが、保護者が目を離した際に、被害者が左手を肘掛け用バーに置いたまま、右手で収納されていたテーブルを持ち上げ離したため、落下したテーブルとバーとの間に指を挟み、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「組立て、折りたたみは保護者が行う」旨、記載されている。	輸入事業者は、保護者の不注意による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、今後は、テーブル折り畳み時にテーブルをベルト等で固定できるような機構を検討することとした。	消費者センター (受付:2016/08/25)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1331 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1332 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1333 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1334 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1335 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1336 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1337 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1338 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1339 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1340 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1341 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1342 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1343 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1344 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1345 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1346 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1347 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1348 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1349 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1350 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1351 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1352 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1353 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1354 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1355 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1356 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1357 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1358 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1359 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1360 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1361 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/10/14)
2016-1512 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/07)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1615 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1616 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1617 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1618 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1619 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1620 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1621 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1622 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1623 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1624 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1625 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1626 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1627 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1628 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1629 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1630 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2016-1631 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1632 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1633 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1634 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1635 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1636 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1637 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1638 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1639 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1640 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1641 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1642 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類 (Tシャツ) オリジナルプリントTシャツ (株) 星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2016-1643 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類（Tシャツ） オリジナルプリントTシャツ (株)星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1644 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類（Tシャツ） オリジナルプリントTシャツ (株)星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1645 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類（Tシャツ） オリジナルプリントTシャツ (株)星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)
2016-1646 2016/09/10 (事故発生地) 神奈川県	衣類（Tシャツ） オリジナルプリントTシャツ (株)星美製作所 使用期間：1回	マリンスポーツ大会で配布されたTシャツを着用したところ、皮膚炎を発症した。	当該製品のプリント加工に前処理剤として使用された、皮膚刺激性物質の塩化ジデシルジメチルアンモニウムが高濃度で残留したために、皮膚障害を負ったものと推定される。	製造事業者及び大会事務局は、2016（平成28）年9月11日付けで大会ホームページに告知を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、今後の製品について、当該前処理剤を使用しないこととした。	製造事業者 (受付:2016/11/22)

